

# 重要事項説明書

## (訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	公益社団法人 益田市医師会
主たる事務所の所在地	島根県益田市遠田町1917番地2
法人種別	公益社団法人
代表者名	会長 松本 祐二
電話番号	0856-31-0545

介護保険法令に基づく 事業所名・事業所番号	益田市医師会訪問看護ステーション 3260890003
介護保険法令に基づく 居宅介護サービスの種類	訪問看護事業・介護予防訪問看護事業

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	益田市医師会訪問看護ステーション
事業所番号	3260890003
所在地	島根県益田市遠田町3721番地12
電話番号	0856-22-8540
通常の事業の実施地域	島根県益田市

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、介護保険法及び健康保険法の基本理念に基づき、かかりつけの医師が認める自宅療養者に対して、看護師等が訪問し、看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	訪問看護を行うにあたっては、療養者の生活の質の確保を重視し、在宅療養が適切に行われるよう努める。 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村及び地域のサービス提供者と綿密な連携に努め、協力と理解のもと適切な運営を図る。

### 4 ご利用事業所の職員体制・職務内容

従業者の職種	員数	勤務の体制	職務内容
看護師	12名	常勤4名 非常勤8名	医師の指示のもと訪問看護を担当する。
准看護師	0名		
理学療法士	2名	常勤2名（兼務）	医師の指示のもと訪問リハビリテーションを担当する。
作業療法士	1名	常勤1名（兼務）	
言語聴覚士	1名	常勤1名（兼務）	

## 5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：20～17：15

(休業日：土・日曜日・祝日・12/29～1/3 ※ただし緊急の場合は、この限りではありません)

## 6 事業の実施地域

通常の事業実施地域は益田市とする。

## 7 サービスの概要

訪問看護サービス（病状観察、清拭、洗髪、食事、排泄介助、褥創予防、リハビリテーション等）の種類	通常	早朝・夜間	深夜
20分未満	314円 (303円)	392円 (378円)	471円 (454円)
30分未満	471円 (451円)	588円 (563円)	706円 (676円)
30分以上60分未満	823円 (794円)	1,028円 (992円)	1,234円 (1,191円)
60分以上90分未満	1,128円 (1,090円)	1,410円 (1,362円)	1,692円 (1,635円)
理学療法士等による訪問看護 (1回20分以上)	286円 (276円)		

※上表の（ ）内は介護予防対象の方の金額

※早朝・夜間とは午前6時～8時、午後6時～10時

※深夜とは午後10時～午前6時

※事業実施地域（益田市）以外のご利用は、実施地域の境から居宅までの距離の交通費の実費（1km当たり20円）を頂きます。但し、中山間地域に居住される利用者の方は、加算を参照

※准看護師による訪問看護は、上記×0.9

### 加算

項目	料金	備考
緊急時訪問看護加算	I 600円	月1回最初の訪問日 緊急時訪問を行った場合は所定時間に応じた所定単位数がかかります。
	II 574円	一月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝/夜間/深夜の加算がかかります。
特別管理加算 I	500円	最初の訪問日（月1回） 在宅悪性腫瘍管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 II	250円	最初の訪問日（月1回） 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡のある状態等

ターミナルケア加算	2,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合 介護予防訪問看護は対象外です。
専門管理加算	250円	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（月1回）
口腔連携強化加算	50円	口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合
初回加算	I 350円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合（初回の訪問月）（退院日に訪問した場合はI）
	II 300円	
サービス提供体制強化加算	I 6円	サービス1回につき
	II 3円	
長時間訪問看護加算	300円	特別な管理を必要とする利用者に、90分以上の訪問看護を実施した場合（サービス1回につき）
退院時共同指導加算	600円	入院・入所中に主治医等と連携して指導した場合（退院・退所後の初回訪問時/回）
複数名訪問看護加算	・30分未満 254円/回 ・30分以上 402円/回 ※看護師等が2人以上で実施の場合	

※負担割合が2割の方は、上記の金額×2となります

#### その他の費用

死後処置料（税別）	10,000円	材料費含めて頂きます
交通費	利用者様の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、実施地域の境から居宅までの距離の交通費の実費（1kmにつき20円）をいただきます。	

### 8 苦情申立窓口

1. 利用者様 相談窓口	利用時間	平日 8:20～17:15
	利用方法	電話 0856-22-8540
		担当者 齋藤 貴美子

2. その他の 苦情相談窓口	①益田市福祉環境部 高齢者福祉課事業者指導係（平日：8：30～17：15） 連絡先 0856-31-0682 ②益田市地域包括支援センター（平日：8：30～17：15） 連絡先 0856-31-0245 ③島根県国民健康保険団体連合会 介護保険係（平日：9：00～17：00） 連絡先 0852-21-2811
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 9 緊急時の対応方法

緊急時の連絡先（月～金曜日の平日 8：20～17：15(12/29~1/3 を除く)） （訪問看護ステーション電話番号：0856-22-8540） 訪問看護サービスの提供中に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、主治医の指示に従い、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。 又、関連機関の事業者に連絡を致します。但し、以下の①～②に該当し本人・家族から24時間対応の申し出があった場合、別途24時間対応同意書に同意を頂いた方については24時間対応を提供します。 ① 病状が不安定な終末期にある利用者で本人・家族の申し出がある方 ② 病状が不安定な状態や医療処置等のために緊急対応が必要な方		
利用者様の主治医	医師名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号 ( ) -	
協力医療機関	医療機関の名称	益田地域医療センター医師会病院
	院長名	齊藤洋司
	所在地	島根県益田市遠田町1917番地2
	電話番号	0856-22-3611
	診療科	内科、外科、整形外科、循環器内科、循環器外科、腎臓内科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、リウマチ科、肛門外科、呼吸器内科、呼吸器外科、婦人科、病理診断科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
病院との契約の概要	当事業所は医師会病院の併設事業所であり緊急時対応が出来ます。	

## 10 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

また、事故の再発防止のため事故報告書を作成し、事故状況の分析と対応、事故発生の原因究明と防止対策（改善）の検討を行います。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

（当事業所は、一般社団法人全国訪問看護事業協会の賠償責任保険に加入しております。）

令和 年 月 日

（乙）当事業者は、甲1に対する訪問看護の提供開始に当たり、□甲1 □甲2 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

（乙）居宅サービス事業者

事業所所在地 益田市遠田町 3721 番地 12  
名 称 益田市医師会訪問看護ステーション  
管理者 齋藤 貴美子 印

説明者氏名 印

（甲）私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。  
私は、訪問看護ステーションのサービス提供開始に同意します。

（甲1）利用者 住 所  
御名前 印

（甲2）利用者の御家族 住 所  
御名前 印  
（続柄）